

議案第26号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年4月12日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

（提案理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正により、2019年10月の消費税率10%の引き上げに合わせて更に低所得者の保険料の軽減強化をするに当たり、改正の要あることから、逗子市介護保険条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月1日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市介護保険条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年4月1日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第8号

逗子市介護保険条例の一部を改正する条例

逗子市介護保険条例（平成12年逗子市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「31,380円」を「26,148円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,148円」とあるのは「40,092円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「26,148円」とあるのは「50,556円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の逗子市介護保険条例の規定は、平成31年度分の介護保険料から適用し、平成30年度までの保険料については、なお従前の例による。